

# 資産会計（２）

## —固定資産と時価会計について—

駿河台大学教授 孔 炳龍

### はじめに

固定資産と時価会計といった場合、通常は、あまりその関連性を感じられない会計学者が多く存在するだろう。金融資産と時価会計との関連性があまりに強いことから、一見すると、固定資産と時価会計にはその結びつきが明確に見つからないと思われるかも知れない。しかしながら、企業結合が日常茶飯事でおこなわれている現代経済社会において、固定資産とその評価の問題は、公正価値における時価会計と実は非常に密接に関わりあっていることがわかる。

本稿では、なぜ固定資産の減損処理が、取得原価主義会計では説明が不十分であるのか。そして、公正価値における時価会計が減損処理を含めて固定資産の取得原価について明確に説明できるのか。その理由を、貨幣動態と財貨動態という岩田巖教授が論じていた方法を借用しながら、明らかにしていく。

### I. 固定資産

固定資産は、「企業会計原則」では、有形固定資産、無形固定資産そして投資その他の資産に分類されている（貸借対照表原則四の（１）のB）。本稿では、このうち、有形固定資産と無形固定資産について、時価会計との関係について考察していく。

資産の概念は、以下の三つが代表的である<sup>1)</sup>。

- ① 資産現金説
- ② 資産二元説
- ③ 資産経済的便益説

まず、①資産現金説であるが、これは、固定資産を戻し支出としてとらえ、計算的に犠牲化された貨幣価値を高とする。この場合、固定資産は、長期間にわたり戻し支出が存在すると考えている。

②資産二元説は、企業の資金の循環過程から投下過程と回収過程という２つの過

程を把握し、固定資産は、棚卸資産と同様に、投下過程に属するものと解する。

③資産経済便益説は、固定資産を、企業に対する一定の用役、すなわち有用性としてとらえている。この有用性とは、将来キャッシュ獲得能力を意味するといえよう。

この場合、固定資産は、棚卸資産のような販売を目的とするものではなく、使用することを目的として保有されている事業目的資産としての性格を有している。

井上教授によると、「固定資産は販売を目的とするものではなく、使用することを目的として保有されている資産である。換言すれば、価値費消された製品等の資産に化体することによって間接的にキャッシュ・インフローをもたらすという意味での用役の提供を行うものが使用資産であり、事業投資目的資産の代表である<sup>2)</sup>。」と、固定資産を明確に表すことができる。

固定資産は、有形固定資産と無形固定資産に分けてとらえることができる。この場合、有形固定資産は、企業の主目的から生じた債権および加工・販売を目的として所有する資産以外のものであって、1年を超えて貨幣資金を拘束・固定化し、通常その解除・流動化を通じておこなう資産であり、具体的な存在形態を有する資産である。

例えば、有形固定資産としては、次の資産が当てはまる。それらは建物、構築物、船舶、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定等である。このうち、土地や建設仮勘定のような非償却性資産を除く有形固定資産は、減価償却の対象となり、償却性資産としての性格を有する。

一方、無形固定資産は、企業の主目的である取引から生じた債権および加工・販売を目的として所有する資産以外のものであり、1年を超えて貨幣資金を拘束・固定化し、その解除・流動化を、通常、費用化を通じておこなうが、具体的な存在形態を有していない権利等の性格を持つ固定資産である。

具体的には、無形固定資産には、次の資産が該当する。それらは、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権等である。また、企業結合によって生じるのれんもまた属すると考えられる。

## II. 減価償却

固定資産は、償却性資産の場合に、償却される。この償却は、有形固定資産の場合、減価償却という。この償却は、一般に、固定資産の費用配分であり、収益・費

用アプローチを中心とする「配分」概念を意味する。すなわち、償却は、当該固定資産の全有用性を費消された部分と未費消の部分に分けることによって、取得原価を費用配分する手続といえる。このような考え方は、取得原価主義会計に基づいたものである。

もし、この費用配分を、時価会計でとらえるとするならば、取得原価の配分ではなく、その固定資産の有している有用性（価値）の配分と考えることができる。この点について、井上教授は、次のように述べている。「取得原価主義会計の場合には、費消原価が費用である。その費用の実体は原価の費消分である。そこでの原価は貨幣資金の投下額であったから、費用の実体は、貨幣資金が持っていた価値の減少である、費用の実体が時価会計の場合と明らかに異なるのである。時価会計では、費用は有形固定資産という財のもっている有用性（価値）の減少分そのものであることを銘記しなければならない<sup>3)</sup>。」

会計上、減価償却は一般に、計画的・規則的におこなわれるとき、正規の減価償却と規定される。一方、このような減価償却とは異なり、臨時償却と臨時損失が存在する。

臨時償却は、機能的減価の問題と考えられる。すなわち、臨時償却とは、減価償却計算に適用されている耐用年数又は残存価額が、予見することができなかった原因等に著しく合理性を失った場合に、耐用年数の短縮や残存価額の修正に基づいて一時的におこなわれる減価償却累計額の修正をいう。また、臨時損失は、災害等により有形固定資産が滅失・損傷した場合に、当該金額だけ帳簿価額を切り下げ、評価減をおこなったときに計上される損失をいう。この臨時損失は、その滅失・損傷した部分に対応する金額を有形固定資産の帳簿価額から控除して計上する。

このような臨時償却と臨時損失をどのようにとらえるかによって、後述する減損損失の考え方も異なることになるだろう。本稿では、臨時償却は、減価償却という原価配分の一種と考える一方、臨時損失は、減価償却という原価配分ではなく、評価損の計上とみなす。

### Ⅲ. 減損処理

#### (1) 取得原価主義会計と減損会計

減損会計について、日本における、「固定資産の減損に係る会計基準」（固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書）の中で、次のように述べられている。

「事業用固定資産については、通常、市場平均を超える成果を期待して事業に使われているため、市場の平均的な気体で決まる時価が変動しても、企業にとっての投資の価値がそれに応じて変動するわけではなく、また、投資の価値自体も、投資の成果であるキャッシュ・フローが得られるまでは実現したものではない。そのため、事業用の固定資産は取得原価から減価償却等を控除した金額で評価され、損益計算においては、そのような資産評価に基づく実現利益が計上されている。しかし、事業用の固定資産であっても、その収益性が当初の予想よりも低下し、資産の回収可能性を帳簿価額に反映させなければならない場合がある。このような場合における固定資産の減損処理は、棚卸資産の評価減、固定資産の物理的な滅失による臨時損失や耐用年数の短縮に伴う臨時償却などと同様に、事業用資産の過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理と考えることが適当である。これは、金融商品に適用されている時価評価と異なり、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではなく、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額である<sup>4)</sup>。」と、減損会計を取得原価主義会計の中に位置付けている。

取得原価主義会計における資産の本質は、「貨幣」と考えられる。資産を資産二元説でとらえるならば、資産は、企業の経営活動は企業の貨幣資金の循環過程のうちの投下過程と回収過程の2つの過程によって把握され、資産がこれらの過程のうちのいずれに属するかによって理論上の区分がなされると考えられる。

固定資産の場合、棚卸資産と同様に、これら2つの過程でとらえると、投下過程に属するものといえよう。したがって、取得原価主義会計では、建物や土地といった固定資産の形態を有していても、その実体は投下過程にある貨幣（自由選択性資金としての性格は失われるが）であると考えられる。すなわち、この場合の財は、投下された時の貨幣によって形成されていると見ることができる。

この投下された時の貨幣によって構成される取得原価を費消原価と未費消原価とに分けるのが、減損処理ということになる。

減価償却の場合、定額法や定率法では、規則的に一定の金額や一定の率によって、規則的に減価償却費を計上し、この費消原価と未費消原価に区分することによって、貨幣によって構成されている取得原価を費消原価と未費消原価とに分けることになる<sup>5)</sup>。しかしながら、減損処理の場合、取得原価を費用原価と未費消原価に分ける場合に、固定資産の有する収益性に注目せざるをえない。すなわち、固定資産の減損処理の場合、固定資産の財貨動態を介在せずには、費用配分することができない。

このことは、減損処理の場合、臨時損失の計上と同様に資産評価をしていることを意味する。しかしながら、この資産評価をどのようにとらえるかによって、日本の場合には、減損処理を取得原価主義会計とみるか、時価会計とみなすかに分かれるところである。1つは、「貨幣」の制約を受ける財貨動態として、資産評価をとらえる考え方であり、他の1つは、「貨幣」の制約を受けない財貨動態としての資産評価とみる考え方である<sup>6)</sup>。

それでは、臨時償却は、どうなのか。これも減損処理のように資産評価と考えられるのだろうか。本稿では、資産評価ではなく、費用配分の修正ととらえている。確かに臨時償却の場合、耐用年数又は残存価額が予見することができなかった原因等に著しく不合理的となった場合に、耐用年数の短縮や残存価額の修正に基づいて一時的におこなわれる減価償却累計額の修正であるから、その費用配分には、財貨動態が介在しているように考えることができる。とりわけ、残存価額の金額の修正には、評価が介在しているといえよう。

しかしながら、残存価額は、スクラップバリューであり、固定資産そのものの回収可能価額を表すものではない。したがって、残存価額の修正は、固定資産の評価に重点を置くものではなく、固定資産のうちの費用配分される金額の修正に着目したものと考えることができる。したがって、耐用年数にせよ、残存価額にせよ、その修正手続は、損益計算を中心とした費用配分の修正として位置づけることができる。

取得原価主義会計で減損処理をとらえる思考は、「貨幣」の制約を受ける財貨動態として、資産評価をとらえる考え方であり、その意味で、「貨幣」の制約を受ける臨時損失と同じ資産評価としてとらえているといえよう。

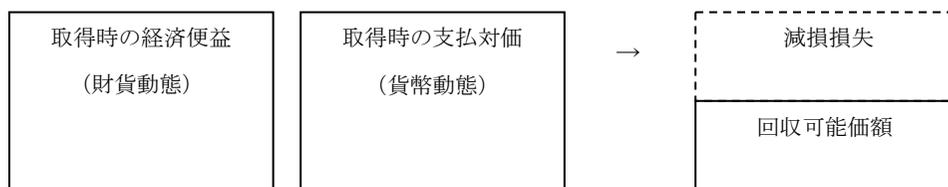


図1 取得原価主義会計からみる減損処理

図1のような取得原価主義会計で減損会計をみる考え方は、本質的には、取得原価主義の前提が、資産の取得にあたっての支払対価主義である場合、その支払対価主義が現実の会計事象を明らかに説明しているならば、説明力を有するものといえ

よう。

それでは、贈与で固定資産を取得した場合はどうなのだろうか。固定資産を贈与により無償で取得した場合、明らかに、対価は支払われていない。原則的な取得原価決定方法ならば、取得原価がゼロとなり、結果的にオフバランスとなると考えられる。

しかしながら、無償で取得した資産であっても、企業は、管理・保全・運用に関する責任を有している。したがって、当該固定資産をオフバランスにすることは、企業の経営者の受託責任遂行上、会計目的の見地から妥当性を欠くといえる。また、無償で取得した固定資産をオフバランスにすると、当該固定資産が償却性資産の場合、当期の収益に対応させる費用が過小計上になり、期間損益を適正に算定することができなくなる。

ゆえに、固定資産を無償で贈与された場合には、公正な評価額をもって当該資産の取得原価とすることになる。

この公正な評価額は、財貨動態そのものといえる<sup>7)</sup>。したがって、この財貨動態には、「貨幣」の制約はないものと理論的には考えることができる。ゆえに、当該公正な評価額は、取得時の公正価値を示しているだけであり、取得後の公正価値が変化した場合、その変化した公正価値に評価替え（評価損のみならず評価益も）をすることも可能といえるだろう。

それでは、この公正な評価額で計上された固定資産が償却性資産の場合、当該固定資産の減価償却はどのようにとらえるべきだろうか。この場合、減価償却は、あたかも、取得時に対価が支払われたかのように、その「取得時の公正な評価額」の制約の中で、計画的・規則的に償却がおこなわれる。その意味で、現行の減価償却は、評価ではなく原価（取得時の公正な評価額）配分であることから、時価会計とは結び付き難い。

しかしながら、公正な評価額で計上された固定資産の場合、当該固定資産に減損処理がなされた場合、それは評価であり、「貨幣」の制約があるとは考えられない。

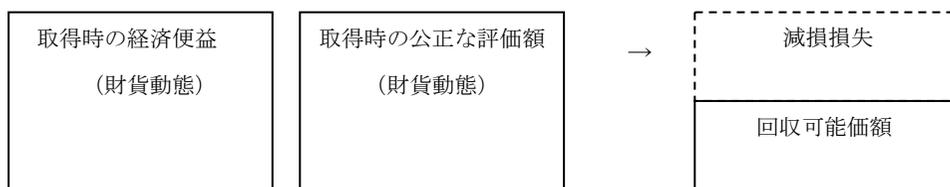


図2 財貨動態のみからみる減損処理

取得原価主義会計では、このような場合、「取得時の公正な評価額」で、減損会計も制約を受けると考えるだろう。しかしながら、そのような思考は、支払対価主義からはかなり譲歩した考え方であり、さらに、確固とした理論的裏付けもないといえる。なぜならば、取得時の公正な評価額を取得原価主義会計に含む考え方は、純粋な取得原価主義会計を内部分裂させる思考だからである。取得原価主義会計という本来狭い概念をより広げようと試みることは、もともとの取得原価主義会計という概念を曖昧にしてしまうものといえよう。

## （2）時価会計と減損会計

それでは、時価会計において減損処理はいかように解されるべきであろうか。前述のように、取得原価主義会計で見た場合の減損処理は、「貨幣」に制約された資産評価として位置づけることになる。

したがって、支払対価を伴う場合の当該固定資産に対する減損処理は、取得原価主義会計による「貨幣」に制約された資産評価と考えることもできるだろう。ゆえに、支払対価主義が成立するならば、減損処理は、公正価値による時価会計ということもできるが、そうでなく、取得原価主義会計ということも可能なのである。

まさに、資産の定義として資産経済的便益説を採った場合、「便益」を説明するのに、支払対価を伴う当該固定資産の減損処理は、貨幣動態からも、また、財貨動態からも説明が可能になってくるのである。

それでは、無償贈与の場合のように、支払対価を伴わない固定資産の取得の場合には、当該固定資産の減損処理はいかように解釈することができるだろうか。ここでは、減損処理を、貨幣動態からは説明できず、財貨動態からでしか説明ができなくなる。すなわち、岩田巖教授が述べている財貨動態が貨幣動態に投影して成立した概念はこの場合に、厳密には、用いることはできないのである<sup>8)</sup>。

したがって、支払対価主義が成立していない場合、純粋に、取得原価主義会計を論じるならば、対価の伴わない無償の贈与で取得した固定資産の減損処理は、「貨幣」に制約された財貨動態からでは説明することができないといえよう。一方、「貨幣」に制約されない財貨動態からは、説明することが可能になるのである。まさに、支払対価主義に基づく取得原価主義では説明できない会計事象が、公正価値における時価会計からは説明が可能になるのである。

## Ⅳ. のれん

### (1) のれんの非償却

この財貨動態から説明する公正価値会計における時価会計と固定資産の関係をみると、のれんの問題を見過ごすわけにはいかないだろう。

のれんとは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額をいい、不足する額は負ののれんという。

本稿では以下、のれんの中でも買入のれんに、それも正ののれんに着目し、制度化されることになっているその非償却について見ていくことにしよう<sup>9)</sup>。

米山教授によると「のれんとは企業が生み出すであろう超過収益に対する期待を指す。これは特定の財に跡づけることができない無形の価値（収益獲得能力）と言い換えられる。その典型例は、優れた人材・製品開発能力・新販売チャンネル開拓能力などである<sup>10)</sup>。」としている。

正ののれんには、それを償却すべきでないという償却不要説とそれを償却すべきであるという償却必要説という2つの説がある。

日本では現在、「のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる<sup>11)</sup>。」としており、償却することになっている。

償却不要説の考え方によれば、のれんの有する超過収益力は、通常の経営者の活動によって獲得されるものであり、その効力が継続するものであるから償却する必要がないという仮定に基づいている。つまり償却不要説では、超過収益力が仮に減少しても、経営者の通常の活動に伴って新たに収益力が追加されていくのであるから、減価が生じないと考えられるのである。

他方、償却必要説の考え方では、のれんの超過収益力は、独占的・排他的に超過利潤を獲得し続ける能力を意味する。しかしながら、経済社会における競争は、超過収益能力の持続を不可能にすると考えられ、減価が生ずると考えるのである。

もし、この場合に、長期的に超過収益力を維持すると考えるならば、井上教授が述べているように「仮に、そのようなことがあるとすれば、それは買入のれんのもつ超過収益力の減少を内部創出のれんによって補っているからであると解するのである。」と考えられるのである<sup>12)</sup>。

日本では現在、正ののれんは20年以内で償却することになっている一方、米国の

SFAS第141号や国際財務報告基準第3号では償却は認めておらず、毎年の減損処理をおこなうことになっている<sup>13)</sup>。

償却必要説で考えた場合、米国や国際会計基準ではのれんの償却をしないのであるから、もし、のれんの超過収益力が長年にわたって維持されるのであるならば、買入のれんが自己創設のれんに変換していると考えられることもできる。

日本では、以下少し長くなるが、「企業結合に関する会計基準」において、この点について次のように考えてきた。「のれんの会計処理方法としては、その効果の及ぶ期間にわたり『規則的な償却を行う』方法と『規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う』方法が考えられる。『規則的な償却を行う』方法によれば、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能になる。また、のれんは投資原価の一部であることに鑑みれば、のれんを規則的に償却する方法は、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方も首尾一貫している。さらに、企業結合により生じたのれんは時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性があるため、企業結合により計上したのれんの非償却による自己創設のれんの実質的な資産計上を防ぐことができる。のれんの効果の及ぶ期間及びその減価のパターンは合理的に予測可能なものではないという点に関しては、価値が減価した部分の金額を継続的に把握することは困難であり、かつ煩雑であると考えられるため、ある事業年度において減価が全く認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行う方が合理的であると考えられる。また、のれんのうち価値の減価しない部分の存在も考えられるが、その部分だけを合理的に分離することは困難であり、分離不能な部分を含め『規則的に償却を行う』方法には一定の合理性があると考えられる<sup>14)</sup>。」

したがって、これまで日本では、正ののれんは規則的に償却してきたのである。ここで述べられている自己創設のれんとは、支払対価のない資産計上ということで、財貨動態による資産のオンバランスと考えることができるだろう。ゆえに、自己創設のれんは、取得原価主義会計とは相容れないのれんと考えられる。

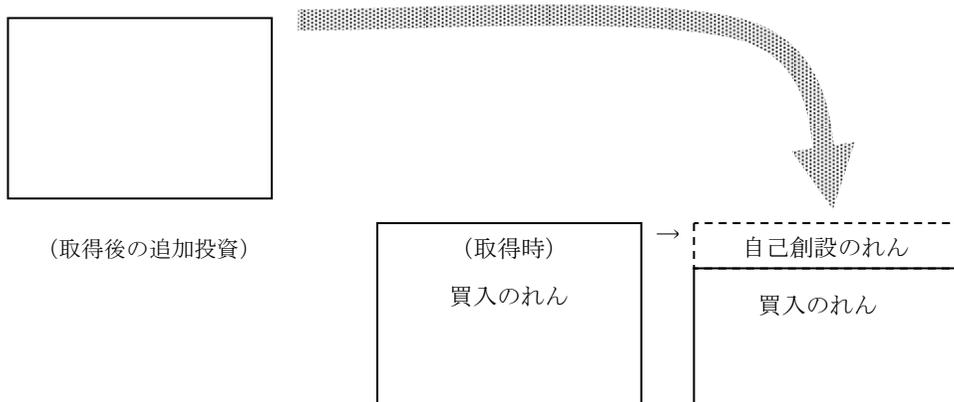


図3 自己創設のれんへの入れ替え

日本で、正ののれんを非償却にして減損処理のみにして来なかったのは、自己創設のれんの問題を解消することに1つ大きな理由があったからだろうと推察できる。

図3は、買入のれんが、自己創設のれんに入れ替わる場合を表している。

今度の正のれんの非償却と減損処理のみへの改正の動きは、たとえ国際的な会計の動向に歩調を合わせる必要性があったにせよ、これまで述べてきたことに矛盾が生じることになる。

## (2) のれんの減損処理

正ののれんの減損処理であるが、通常は、買入のれんの場合、認識される取引において、取得の対価が概ね独立して決定されている。

「固定資産の減損に係る会計基準」によると、正ののれんは、取得後も内部管理上独立した業績評価が行われる複数の事業が取得される場合があるが、このような複数の事業に係る正ののれんを一括して減損処理することは適当でないと考えられる。

したがって、正ののれんを認識した取引において取得された事業の単位が複数である場合には、正ののれんの帳簿価額を合理的な基準に基づき分割することになる。

なお、正ののれんの帳簿価額を分割し帰属させる事業の単位は、取得の対価が概ね独立して決定され、かつ、取得後も内部管理上独立した業績評価が行われる単位としている。

また、正ののれんの帳簿価額の分割は、正ののれんが認識された取引において取

得された事業の取得時における時価の比率に基づいて行う方法その他合理的な方法によっている。

正ののれんは、それ自体では独立したキャッシュ・フローを生まないことから、分割されたそれぞれの正ののれんに減損の兆候がある場合に、減損損失を認識するかどうかの判定は、共用資産と同様に、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループに正ののれんを加えた、より大きな単位でおこなうことになる。

この場合、減損の兆候の把握、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測定は、まず、正ののれんを含まない資産又は資産グループごとにおこない、その後、正ののれんを含むより大きな単位でおこなうのである。正ののれんを含む、より大きな単位について減損損失を認識するかどうかを判定するに際しては、正ののれんを含まない各資産又は資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フロー総額とを比較する。この場合に、正ののれんを加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則として、正ののれんに配分する。

ただし、正ののれんに配分された減損損失が、のれんの帳簿価額を超過する場合には、当該超過額を合理的な基準により各資産グループに配分する。

正ののれんの帳簿価額を当該のれんが帰属する事業に関連する資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、正ののれんの帳簿価額を各資産グループに配分した上で、減損損失を認識するかどうかを判定することができる。したがって、この場合には、正ののれんに減損の兆候があるかどうかにかかわらず、その帳簿価額を各資産グループに配分する。

また、この場合に、各資産グループについて認識された減損損失は、正ののれんに優先的に配分し、残額は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該資産グループの各構成資産に配分する。

資産計上された正ののれんは、日本の場合、現段階では20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却することになっている。この正ののれんであるが、償却はするものの、それを含む資産グループの回収可能額が帳簿価額合計に満たない場合には、減損処理することになる。

そこでこれまで述べてきた減損処理のプロセスの中から重要と思われるグルーピングに焦点を合わせて、買入のれんのみの場合と、非償却の場合に自己創設のれんを計上したときのそれぞれの減損処理を図で表すことにしよう。

正ののれんは、前述のようにそれ自体ではキャッシュ・フローを生まないため、単

独で回収可能価額を算定することはできない。したがって、正ののれんは、関連する資産グループとのグルーピングをおこなったうえで、それを配分する作業が必要となる。

図2は、事業部ごとの正ののれんのグルーピングを表している<sup>15)</sup>。

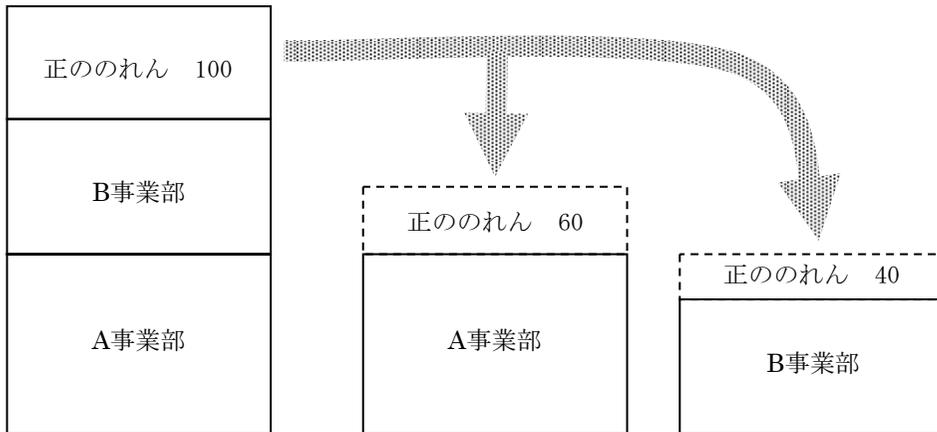


図4：正ののれんのグルーピング

出所：監査法人トーマツ建設・不動産インダストリー・グループ編（2002，p.77.）

この場合、正ののれんの帳簿価額（この場合には、対価が支払われた買入のれんのみと考えられる）を、当該正ののれんが帰属する事業に関連する各資産グループに配分したうえで減損損失を認識するかどうかを判定する。

このような正ののれんの減損処理は、通常の減損処理と同様に、「貨幣」に制約された財貨動態としてとらえることもできる一方、「貨幣」に制約されていない財貨動態でも説明できるものである。

しかしながら、前述のように、正ののれんが、非償却になり、減損処理のみとなった場合、当初の買入のれんが自己創設のれんに入れ替わる可能性があるのである。それでは、正ののれんが自己創設のれんに変換されている場合はどうなるだろう。

以下の図3は、自己創設のれんの場合の正ののれんのグルーピングを表している。

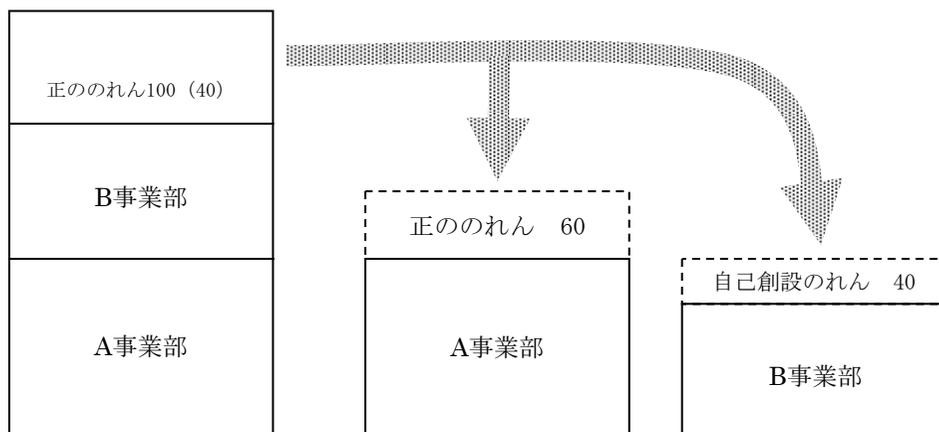


図5：自己創設のれんのグルーピング

出所：監査法人トーマツ建設・不動産インダストリー・グループ編（2002，p.77.）一部修正

図5のB事業部に配分された正ののれん（40）は、すべて自己創設のれんということになり、このB事業部での減損処理では、正ののれんの部分は、財貨動態でしか説明ができなくなる<sup>16)</sup>。

実際に、日本では、自己創設のれんの問題を解消するために、これまで規則的に償却してきたことを「企業結合に関する会計基準」で述べてきている。

かように考えるならば、買入のれんの正ののれんが自己創設のれんに入れ替わった場合、それを減損処理するならば、この減損処理は、「貨幣」に制約された財貨動態では説明できないことになる。一方、「貨幣」に制約されない財貨動態でとらえる公正価値における時価会計ならば、それを説明できるのである<sup>17)</sup>。

#### IV. 固定資産と時価会計

これまで、固定資産と時価会計について考察してきた。固定資産の場合、それが使用財であることから、販売を目的としている棚卸資産のような交換財としての性格はないものと一般には考えられている。つまり、使用財の場合には、当該固定資産をその企業特有の使用によってキャッシュ・フローを獲得しているのであり、当該固定資産を使用し続けるのは、合理的な経営者ならば、たとえ当該固定資産の正味売却価額が取得原価を超えたとしても、当該経営者にとっての主観的価値である使用価値（シナジー効果によるのれんを含む）が正味売却価額を超えているので、

当該固定資産を売却することなく、使用し続けると考えることができる。したがって、この場合には、使用価値で評価できるならば、別であるが、そうでない場合には、取得原価のままに評価することになり、正味売却価額で評価する必要はないと考えられる<sup>18)</sup>。

もちろん、当該固定資産の正味売却価額が、経営者の主観的価値である使用価値よりもより高いケースもあるだろう。その場合、合理的な経営者ならば、正味売却価額で評価する前に当該固定資産を売却し、他の固定資産を代わりに購入する等の経営行動をとることになるだろう。ただし、それは稀なケースといえよう。なぜならば、正味売却価額が高くなるということは、当該固定資産の使用価値も同時に高くなることが考えられるからである。

したがって、「貨幣」に制約されない財貨動態で、固定資産の評価をみていくとしても、正味売却価額が取得原価を超えても正味売却価額で評価しないで、取得原価で評価するのは、当該固定資産の使用財としての性格に依拠しているからだといえるだろう。

したがって、公正価値における時価会計においても、固定資産は期末には、基本的には取得原価で評価されることになる。

ただし、その場合の取得原価は、財貨動態からみる取得原価ということになる。公正価値会計における時価会計では、取得原価も含めてすべて財貨動態で説明できるのである。なぜならば、取得原価とは、当該固定資産を取得したときの当該取得資産そのものが保有している有用性について企業が認めた価値によって決定されたものであり、受入資産の純キャッシュ・インフロー獲得能力、すなわち、交換時における受入資産について企業が認めた価値を反映しているからである。

固定資産とその評価の場合、「貨幣」に制約された財貨動態ならば、従来の対価支払主義である純粋な取得原価主義会計から、現実の固定資産会計をとらえることを可能にする。しかしながら、「貨幣」に制約されない、無償贈与で取得した固定資産や自己創設のれんのような固定資産、そして自己創設のれんに変わった場合の買入のれんに対する評価（減損処理）は、「貨幣」に制約されていない財貨動態であり、これを支払対価主義である純粋な取得原価主義から説明することは、論理の飛躍を生じてしまう。

一方、財貨動態から説明するならば、「貨幣」に制約された財貨動態も「貨幣」に制約されていない財貨動態も共に可能になる。ここに時価会計の本質が隠れているのではないだろうか。

このことは、固定資産について、取得原価主義会計を延長して論じることの限界を物語っている。そして、公正価値における時価会計の方が、現実の固定資産とその評価（減損処理）を説明する事実解明理論としてより広範な内容を網羅し、より論理整合性があることを示唆している。

## おわりに

本稿では、固定資産について、公正価値における時価会計の側面から考察してきた。

固定資産を考える場合、その中には、無償贈与による取得や自己創設のれんのように、純粋な取得原価主義会計（支払対価主義）で説明できない会計処理がなされてきており、それらは、当然、「貨幣」に制約された財貨動態から説明することはできない。

まず、無償贈与によって取得した固定資産には、支払対価は存在しない。そこには、財貨動態しか存在しないのである。さすれば、無償贈与で取得した固定資産そのものは、純粋な取得原価主義では説明できないと考えられる。すなわち、「貨幣」に制約された財貨動態では擬似的な仮定を置かない限り、説明できないのである。したがって、当該無償贈与で取得された固定資産と、その評価（減損処理）は、財貨動態からでしか説明できないのである。

一方、通常の固定資産の場合には、支払対価が存在することから、「貨幣」に制約された財貨動態としても、「貨幣」の制約を受けない財貨動態からでも説明できる。すなわち、どちらにせよ財貨動態から説明可能なのである。

しかしながら、支払対価を伴わない無償贈与の固定資産には、支払対価主義による取得原価主義の思考は通用しないのである。また、このことは、支払対価の存在しない自己創設のれんにも当てはまる。

自己創設のれんは、買入のれんを償却しない米国の会計基準や国際会計基準の場合には、すでに存在していると考えられることができる。

なぜならば、のれんの償却必要説に立つならば、買入のれんは年月の経過と共に超過収益力が減少すると考えられる。もし、のれんの超過収益力が、本来減少しているはずなのに減少しないならば、井上教授や伊藤教授が述べているように、年月の経過と共にそののれんは追加投資による自己創設のれんを計上することに等しくなると考えられる。すなわち買入のれんから自己創設のれんへと変換している可能

性があるからである<sup>19)</sup>。

なお、のれんの認識測定の延長上にのれんの減損処理を想定することができる。これまでの日本では、買入のれんについては、取得原価主義会計のロジックで説明することが可能であった。すなわち、そこでは固定資産の評価（減損処理）を、支出された額（取得原価）に基づく帳簿価額の範囲内での費用配分と考えることができるのである。

しかしながら、この取得原価主義会計のロジックは、支出の伴わない自己創設のれんそれ自体とさらにその自己創設のれんの評価（減損処理）には適用できないといえる。

さすれば、前述の無償贈与の固定資産と、自己創設のれんを含めた正ののれんと、それらの評価（減損処理）を包摂する会計は存在しないのだろうか<sup>20)</sup>。

本稿では、現在のそしてこれからの日本の固定資産についての会計を説明できる事実解明理論として、公正価値会計としての時価会計を提唱するに至っている。

## 注

- 1) これら3つの他に、井上教授は、静的貸借対照表の下での積極財産換金性説を指摘されている。詳しくは、井上（2008，pp.122-123）を参照せよ。
- 2) 井上（2008，p.123）。
- 3) 井上（2008，p.128）。
- 4) 「固定資産の減損に係る会計基準」三1。
- 5) 費用配分においてさえ、井上教授も述べているように、原価には費消原価と未費消原価とに区分することはできない。この取得原価の配分基準として参考とされるのは、財貨動態なのである。井上（2008,p.140）を参照せよ。
- 6) 岩田巖教授は、『利潤計算原理』の中で、「貨幣」に制約される財貨動態として、財貨動態が貨幣動態に投影して成立した概念と述べており、他の1つは、「貨幣」の制約を受けない財貨動態であり、それを給付費消による財貨動態の概念としてとらえている。詳しくは、岩田（1983）を参照せよ。
- 7) 通常の固定資産の取得には、取得時の公正な評価額と同額の対価が支払われる。この対価としての「貨幣」に制約されることになる。しかしながら、取得時に対価が支払われない無償の贈与の場合、取得時の公正な評価額に制約される理由はないといえよう。
- 8) 岩田（1983）。

- 9) 佐藤教授は、2008年の「企業結合に関する会計基準」の改正において、正ののれんの非償却と減損会計が適用されることを指摘している。詳しくは、佐藤（2009）を参照せよ。
- 10) 米山（2006, p.219）。
- 11) 「企業結合に係る会計基準」三・2・(4)。
- 12) 井上（2003, p.145）。
- 13) FASBのSFASNo.142, IASCのIASNo.22, IASNo.38そして、IASBのIASNo.36を参照せよ。FASB（2001）、IASC（1983）（1998）、そしてIASB（2004）。
- 14) 「企業結合に関する会計基準」第105項。
- 15) また正ののれんの帰属する事業に関連する複数の資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分し、その配分された各資産グループについて減損処理することもできる。
- 16) 実際には、すべて自己創設のれんが配布されるケースは稀だろう。しかしながら、部分的に配布されるケースも本質では、ここで述べているように、自己創設の部分は財貨動態からでしか説明できない。
- 17) その場合には、厳密には、正ののれんの価値の評価方法を確立する必要があるといえよう。しかしながら、実務的な問題として、のれんの価値の評価方法を確立するには対処すべき課題も多い（「企業結合に関する会計基準」第106項）。なお、正ののれんが自己創設のれんに入れ替わっている場合、実際の自己創設のれんは、買入のれんの購入時の取得原価の枠を超えている可能性がある。
- 18) 購入市場と売却市場が区別されることを前提に論じている。
- 19) 井上（2003）、伊藤（2006）。
- 20) 今後の研究課題としては、減損損失の戻入の問題がある。国際会計基準（国際財務報告基準）では、減損損失の戻入が可能である一方、日本では、減損損失の戻入をおこなっていない。減損損失の認識の規準の相違（日本では米国と同様に蓋然性規準がとられ、割引前のキャッシュ・フローによって減損処理の認識がなされている。一方、国際会計基準または国際財務報告基準では、経済性規準がとられており、減損処理が日本や米国に比較して認識しやすくなっている。）から、このような違いが見られるのだが、一見すると、公正価値会計としての時価会計によって日本の減損処理を説明する際に、説明力を弱めていると解釈される場合がある。本稿では、その認識の規準の相違から、かような違う会計処理とされていることから、この点について触れていない。しかし、国際会計基準（国際財務報告基準）とのコンバージェンスやアドプショ

ンによって、日本において国際会計基準（国際財務報告基準）と同じ認識の規準がとられたとき、日本でなお、減損損失の戻入がなされない場合には、この点についても論じる必要性が生じるだろう。

**(参考文献)**

(外国文献)

FASB,SFASNo.141,*Business Combinations*,2001.

\_\_\_\_\_,SFASNo.142,*Goodwill and Other Intangible Assets*,2001.

IASC,IASNo.22, *Accounting for Business Combinations*,1983.

\_\_\_\_\_,IASNo.38, *Intangible Assets*,1998.

IASB,IASNo.36,*Impairment of Assets*,2004.

\_\_\_\_\_,IFRSNo.3, *Business Combinations*,2004.

(日本文献)

伊藤邦雄『ゼミナール 現代会計入門 第6版』日本経済新聞社, 2006年。

井上良二『新版 財務会計論』税務経理協会, 2008年。

岩田 巖『利潤計算原理』同文館, 1983年。

監査法人トーマツ建設・不動産インダストリー・グループ編『減損会計のしくみ』中央経済社, 2002年。

佐藤信彦『財務諸表論の要点整理 第9版』中央経済社, 2009年。

米山正樹「のれんの減損」伊藤邦雄編著『時価会計と減損』第11章, 中央経済社, 2006年, pp.219-238。

(会計基準等)

企業会計基準委員会「企業会計基準第21号 企業結合に関する会計基準」2008年。

企業会計審議会「企業結合に係る会計基準」2003年。

企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準」2002年。